

R 2 病経 旧徳島県立海部病院 卍・中村 内部解体工事 (1)

図面目録									
建築設計図				電気設備設計図		機械設備設計図(管工事)		機械設備設計図(空調換気工事)	
図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
特-01	建築解体工事特記仕様書(1)	A-44	3階、4階解体後平面図	E-40	4階幹線・動力・コンセント平面図(1)	W-01	給排水衛生設備 特記仕様書	C-01	空調換気設備 特記仕様書
特-02	建築解体工事特記仕様書(2)			E-41	4階幹線・動力・コンセント平面図(2)	W-02	給排水衛生設備 配置図	C-02	空調換気設備 配置図
A-01	付近見取図、配置図			E-42	R階幹線・動力・コンセント平面図	W-03	給排水衛生設備 1階平面図	C-03	空調換気設備 1階平面図
A-02	1階平面図			E-43	照明器具姿図(1)	W-04	給排水衛生設備 2階平面図	C-04	空調換気設備 2階平面図
A-03	2階平面図			E-44	照明器具姿図(2)	W-05	給排水衛生設備 3階・4階平面図	C-05	空調換気設備 3階・4階平面図
A-04	3階平面図		電気設備設計図	E-45	1階電灯平面図(1)	W-06	給排水衛生設備 PH階・PHR階平面図	C-06	空調換気設備 PH階・PHR階平面図
A-05	4階平面図	E-01	電気設備 特記仕様書	E-46	1階電灯平面図(2)	W-07	給排水衛生設備 機材・衛生器具リスト	C-07	空調換気設備 機器表(1)
A-06	PH、PHR平面図	E-02	電気配置図	E-47	2階電灯平面図(1)	W-08	給排水衛生設備 配管系統図	C-08	空調換気設備 機器表(2)
A-07	立面図	E-03	1階幹線動力設備図	E-48	2階電灯平面図(2)	W-09	給排水衛生設備 屋外配管図	C-09	空調換気設備 機器表(3)
A-08	仕上表(1)	E-04	2階幹線動力設備図	E-49	3階電灯平面図(1)	W-10	給排水衛生設備 1階配管図(1)	C-10	空調換気設備 配管系統図
A-09	仕上表(2)	E-05	3・4階幹線動力設備図	E-50	3階電灯平面図(2)	W-11	給排水衛生設備 1階配管図(2)	C-11	空調換気設備 ダクト配管系統図
A-10	仕上表(3)	E-06	PH・PHR階幹線動力設備図	E-51	4階電灯平面図(1)	W-12	給排水衛生設備 2階配管図(1)	C-12	空調換気設備 1階ダクト平面図(1)
A-11	仕上表(4)	E-07	1階電灯設備図	E-52	4階電灯平面図(2)	W-13	給排水衛生設備 2階配管図(2)	C-13	空調換気設備 1階ダクト平面図(2)
A-12	断面図	E-08	2階電灯設備図	E-53	R階電灯平面図	W-14	給排水衛生設備 3階配管図(1)	C-14	空調換気設備 2階ダクト平面図(1)
A-13	断面詳細図	E-09	3・4階電灯設備図	E-54	弱電設備系統図(1)	W-15	給排水衛生設備 3階配管図(2)	C-15	空調換気設備 2階ダクト平面図(2)
A-14	B階段詳細図	E-10	PH・PHR階電灯設備図	E-55	弱電設備系統図(2)	W-16	給排水衛生設備 4階配管図(1)	C-16	空調換気設備 1階配管平面図(1)
A-15	2階西側平面詳細図	E-11	1階放送設備図	E-56	弱電設備系統図(3)	W-17	給排水衛生設備 4階配管図(2)	C-17	空調換気設備 1階配管平面図(2)
A-16	2階西側展開図(1)	E-12	2階放送設備図	E-57	電話姿図・仕様書	W-18	給排水衛生設備 PH階配管図	C-18	空調換気設備 2階配管平面図(1)
A-17	2階西側展開図(2)	E-13	3・4階放送設備図	E-58	弱電設備姿図(1)	W-19	給排水衛生設備 PHR階配管図	C-19	空調換気設備 2階配管平面図(2)
A-18	2階西側展開図(3)	E-14	PH・PHR階放送設備図	E-59	弱電設備姿図(2)	W-20	給排水衛生設備 2階中材室詳細図	C-20	空調換気設備 3階配管平面図(1)
A-19	2階東側平面詳細図	E-15	1階誘導支援設備図	E-60	弱電設備姿図(3)	W-21	給排水衛生設備 便所洗面洗濯室詳細図	C-21	空調換気設備 3階配管平面図(2)
A-20	2階東側展開図(1)	E-16	2階誘導支援設備図	E-61	弱電設備姿図(4)	W-22	給排水衛生設備 屋内消火栓詳細図	C-22	空調換気設備 4階配管平面図(1)
A-21	2階東側展開図(2)	E-17	3・4階誘導支援設備図	E-62	1階弱電設備平面図(1)	W-23	給排水衛生設備 医療ガス配管系統図	C-23	空調換気設備 4階配管平面図(2)
A-22	2階東側展開図(3)	E-18	1階防災設備図	E-63	1階弱電設備平面図(2)	W-24	給排水衛生設備 1階医療ガス配管平面図(1)	C-24	空調換気設備 PH階平面図
A-23	3階西側平面詳細図	E-19	2階防災設備図	E-64	2階弱電設備平面図(1)	W-25	給排水衛生設備 1階医療ガス配管平面図(2)	C-25	空調換気設備 PHR階平面図
A-24	3階西側展開図	E-20	3・4階防災設備図	E-65	2階弱電設備平面図(2)	W-26	給排水衛生設備 2階医療ガス配管平面図(1)	C-26	空調換気設備 1階機械室平面詳細図
A-25	3階東側平面詳細図	E-21	PH階防災設備図	E-66	3階弱電設備平面図(1)	W-27	給排水衛生設備 2階医療ガス配管平面図(2)	C-27	空調換気設備 1階自動制御平面図
A-26	3階東側展開図(1)	E-22	電気配管 配置図	E-67	3階弱電設備平面図(2)	W-28	給排水衛生設備 3階医療ガス配管平面図(1)	C-28	空調換気設備 2階自動制御平面図
A-27	3階東側展開図(2)	E-23	受変電結線図	E-68	4階弱電設備平面図(1)	W-29	給排水衛生設備 3階医療ガス配管平面図(2)	C-29	空調換気設備 3階自動制御平面図(1)
A-28	4階西側便所廻り平面詳細図	E-24	電気室詳細図	E-69	4階弱電設備平面図(2)	W-30	給排水衛生設備 4階医療ガス配管平面図(1)	C-30	空調換気設備 3階自動制御平面図(2)
A-29	撤去家具詳細図	E-25	自家発電結線図・姿図	E-70	火災報知設備系統図	W-31	給排水衛生設備 4階医療ガス配管平面図(2)	C-31	空調換気設備 4階自動制御平面図(1)
A-30	1階建具配置図	E-26	自家発電系統図	E-71	1階火災報知設備平面図(1)	W-32	給排水衛生設備 医療ガス各詳細図(1)	C-32	空調換気設備 4階自動制御平面図(2)
A-31	2階建具配置図	E-27	蓄電池結線図	E-72	1階火災報知設備平面図(2)	W-33	給排水衛生設備 医療ガス各詳細図(2)	C-33	空調換気設備 缶類詳細図(1)
A-32	3階、4階建具配置図	E-28	操作盤結線図(1)	E-73	2階火災報知設備平面図(1)			C-34	空調換気設備 缶類詳細図(2)
A-33	建具表(1)	E-29	操作盤結線図(2)	E-74	2階火災報知設備平面図(2)			C-35	空調換気設備 缶類詳細図(3)
A-34	建具表(2)	E-30	操作盤結線図(3)	E-75	3階火災報知設備平面図(1)			C-36	空調換気設備 缶類詳細図(4)
A-35	建具表(3)	E-31	分電盤結線図	E-76	3階火災報知設備平面図(2)				
A-36	建具表(4)	E-32	遠方監視・中央監視盤仕様書	E-77	4階火災報知設備平面図(1)				
A-37	建具表(5)	E-33	幹線系統図・幹線リスト	E-78	4階火災報知設備平面図(2)				
A-38	建具表(6)	E-34	1階幹線・動力・コンセント平面図(1)	E-79	R階火災報知設備平面図				
A-39	建具表(7)	E-35	1階幹線・動力・コンセント平面図(2)	E-80	避雷針立面図				
A-40	建具表(8)	E-36	2階幹線・動力・コンセント平面図(1)						
A-41	建具表(9)	E-37	2階幹線・動力・コンセント平面図(2)						
A-42	1階解体後平面図	E-38	3階幹線・動力・コンセント平面図(1)						
A-43	2階解体後平面図	E-39	3階幹線・動力・コンセント平面図(2)						

※見え消し部分は参考図書とする。

I. 工事概要

1. 工事名称	R2病経 旧海部病院 卒・中村 内部解体工事（1）
2. 工事場所	海部郡牟岐町大字中村本村75番地1
3. 工事概要	A. 本館1階・屋上・PH建物内装取り壊し ※工事内容：解体の内容及び範囲 構造面積：建築面積：3,320m ² 、延床面積：5,386m ² のうち図示の1階、屋上、PH 構造：鉄筋コンクリート造、4階建 工事範囲：図示
4. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項目	特記事項
① 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官房営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。) ②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。) ③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版) ④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版) ◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1) 質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2) 補足説明書 (3) 特記仕様書 (4) 図面 (5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等 ◎施工条件は次による。 ・西側隣地、南側隣地は民家があるので騒音振動には、充分に注意を払うこと。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。 ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、監督員と協議による日数配置すること。 ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(「義務付けられてもいい」・「義務付けられていない」)。 ・警備員は、監督員と協議による。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1毎に監督員へ提出しなければならない。 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
② 工事関係図書	◎施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
③ 安全衛生管理	◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人に十分周知徹底すること ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。

項目	特記事項
	◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮倒い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならぬ。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止警報する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和元年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎工事現場には、営業課指定の工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。工事標識については、原則として徳島県産木材を用いた木製品を使用するものとする。また、県産木材の取扱いについては、「10. 工事用資材-○県産木材の使用」を準用する。 ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。 ◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事の資格を有する者とする。 ◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有 ・ 無) 備品名稱 : 保管場所 : 注意事項 : ◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営業課へ問い合わせ、工事に違漏ないようにすること。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること、不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること、手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。 ◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を示明するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。
4. 工事現場管理	
5. 施工	
6. 技能士の適用	

項目	特記事項
7. 周辺家屋等の対応	◎工事に関連して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。
8. 実施工表、施工計画書等	◎施工に先立ち、実施工表、工事の総合仮設計画をまとめた施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
9. 記録	◎電子納品: 対象
10. 設計変更箇所確認	◎提出書類 ○竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4○ A3○ A2・原図版) ○工事写真(写真帳、部(○着手前○ 工事中○ 竣工), 電子データ部) ・使用材料一覧表(部、うち電子データ部) 写真帳は監督員から指示があった場合に提出 ・保全に関する資料 ○竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。 ○工事写真はしゅん工、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等について、不可視不文の出来形が写真で確実に確認できること。 ○工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官房営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
11. 工事検査及び技術検査	区 分 サイズ 着手前 カラー、手札版又はサービスサイズ 工事中 カラー、手札版又はサービスサイズ 竣工 カラー、手札版又はサービスサイズ
12. デジタル工事写真的小黒板情報電子化	◎工事完成撮影は、専門家に(よる○ よらない)ものとする。 ◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用方・イドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。 ◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること ◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること ◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。 ◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。 ◎次回により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次回の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。 当初請負対象額 一般入札工事 低入札工事 3千万円未満 一 1回 3千万円以上5千万円未満 一 2回 5千万円以上1億円未満 1回 2回 1億円以上 2回 3回 (注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。 ○中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。 ○中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。 ○受注者は、デジタル工事写真的小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真的小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とができる。 ○対象工事は、徳島県CALS/ECHホームページ掲載の「デジタル工事写真的小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。

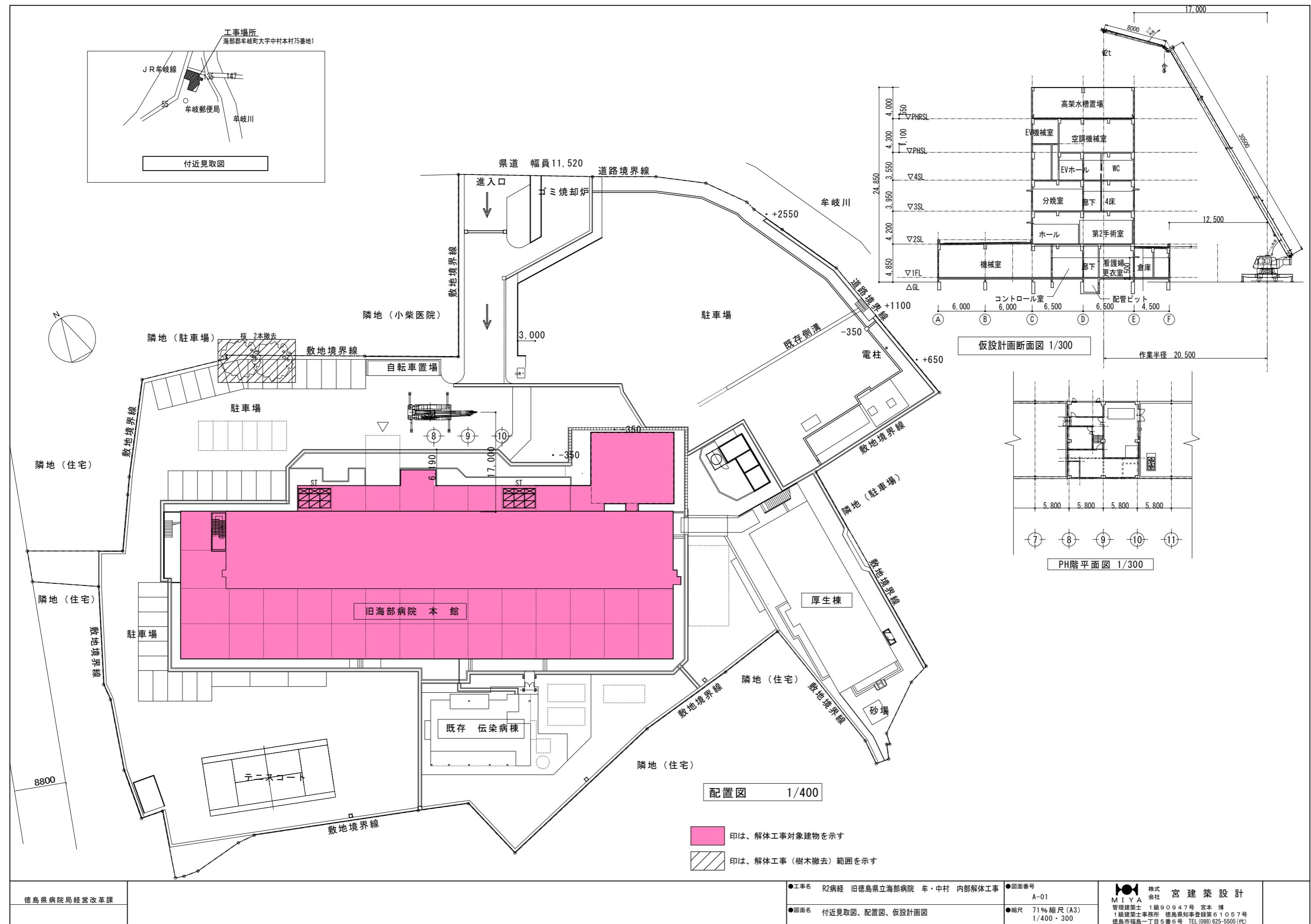
●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 卒・中村 内部解体工事	●図面番号 特-01	
●図面名 建築解体工事特記仕様書(1)	●縮尺 NON	

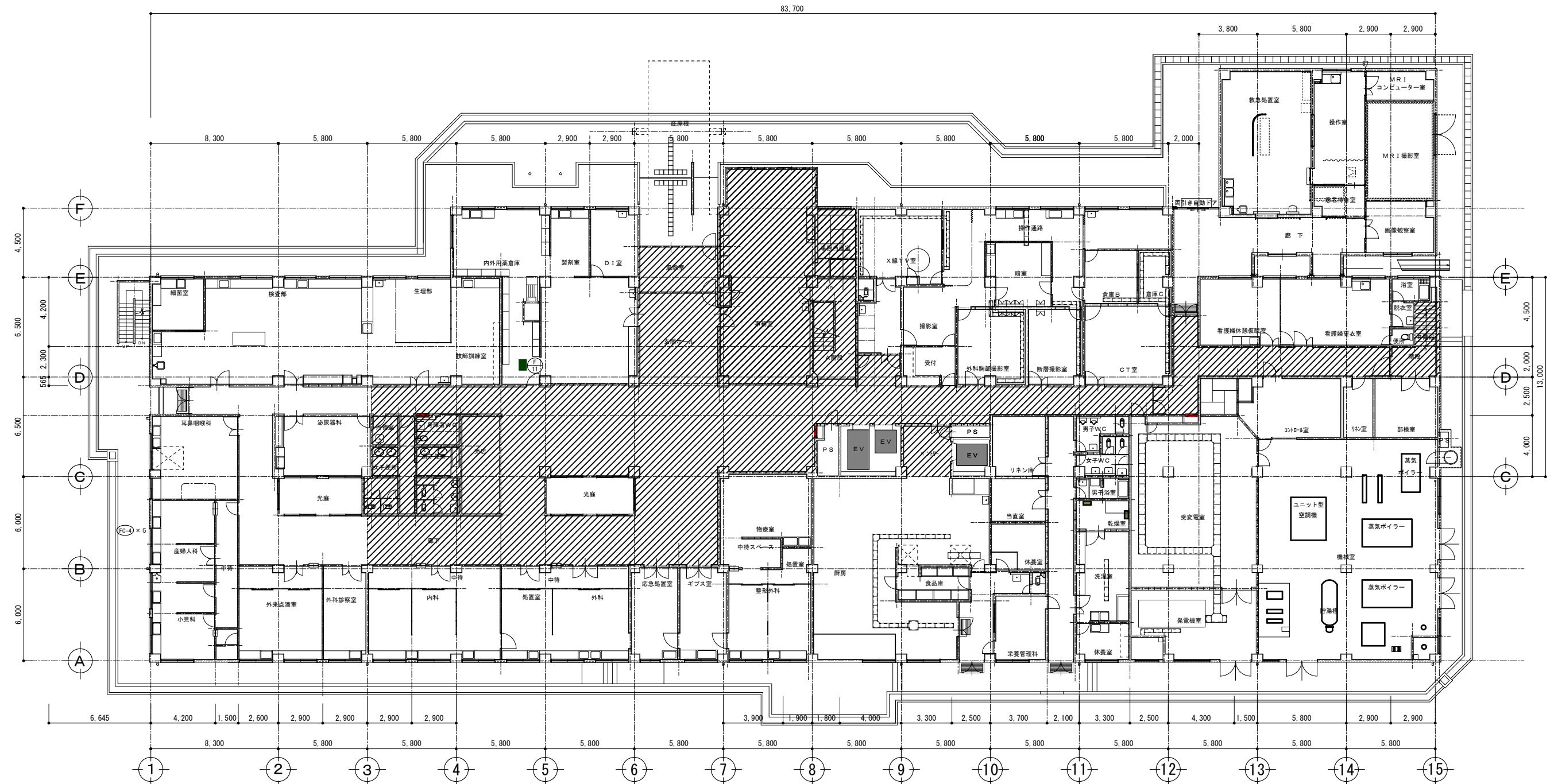
2章 解体仮設工事																																																																																																	
項目	特記事項																																																																																																
1. 工事用用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出来る○出来ない), 電力料金(有償・無償)</p> <p>◎既存用水利用(出来る○出来ない), 用水料金(有償・無償)</p> <p>◎電力引込負担金 円</p> <p>◎上下水引込負担金 円</p> <p>◎ガス引込負担金 円</p>																																																																																																
3章 解体施工																																																																																																	
項目	特記事項																																																																																																
1. 一般事項	<p>◎空調機等の冷媒は、専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない。</p> <p>◎建物の解体は順序よくを行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適切な方法により発生防止に努めること。</p> <p>◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。</p> <p>◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 内装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと) (4) 捨て場状況(車のナンバープレートを写し込むこと) 																																																																																																
4章 建設廃棄物の処理																																																																																																	
項目	特記事項																																																																																																
1. 一般事項	<p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しをする。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標示の規定による場合は監督職員と読み替える、以下同じ。)に報告・指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、発生材の処分場を記載する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>コンクリート ガラ(無筋)</th> <th>金属(処分)</th> <th>ガラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名</td> <td>(有)西野建材</td> <td>(株)追金属</td> <td>(株)ワカル</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>海部郡海陽町浅川字太田100-27</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>徳島市上八町田中1148番地1</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>海部郡海陽町大里字松原52-163</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> <td>徳島市上八町田中1148番地</td> </tr> <tr> <td>運搬距離(km)</td> <td>10</td> <td>63.9</td> <td>64</td> </tr> <tr> <td>処分費(円)</td> <td>1,800円/t</td> <td>0</td> <td>3,700円/t</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>木材</th> <th>唐 ブラ</th> <th>石 普 ボード</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名</td> <td>(有)徳島興産</td> <td>(株)丸ハ木材商店</td> <td>(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>吉野川市鴨島町鴨島652-1</td> <td>阿南市橋町小勝187番地地先</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>徳島市津田海岸町2番90号</td> <td>吉野川市鴨島町鴨島652-1</td> <td>阿南市橋町小勝187番地地先</td> </tr> <tr> <td>運搬距離(km)</td> <td>59.8</td> <td>81</td> <td>35.3</td> </tr> <tr> <td>処分費(円)</td> <td>10,000円/t</td> <td>10,000円/m³</td> <td>22,800円/t</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>磨 石 締 等</th> <th>アス ファルト</th> <th>アス パーク 合 有 成 型 板 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名</td> <td>(株)明和リース</td> <td>(有)西野建材</td> <td>(株)明和リース</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>三好市山城町寺宇野大休場856</td> <td>海部郡海陽町浅川字太田100-27</td> <td>三好市山城町寺宇野大休場856</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>三好市山城町寺宇野大休場856</td> <td>海部郡海陽町大里字松原52-163</td> <td>三好市山城町寺宇野大休場856</td> </tr> <tr> <td>運搬距離(km)</td> <td>158.2</td> <td>10</td> <td>158.2</td> </tr> <tr> <td>処分費(円)</td> <td>50,000円/m³</td> <td>1,800円/t</td> <td>20,000円/m³</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>磨 石 締 等</th> <th>サ ッ シ ス テ ール</th> <th>サ ッ シ ア ル ミ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名</td> <td>(株)明和リース</td> <td>キ カ ワ 鋼 業 (株)</td> <td>(株)追金属</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>三好市山城町寺宇野大休場856</td> <td>徳島市不動西町2丁目1558番地の1</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>三好市山城町寺宇野大休場856</td> <td>徳島市不動西町2丁目1558番地の1</td> <td>徳島市東沖洲1丁目12</td> </tr> <tr> <td>運搬距離(km)</td> <td>158.2</td> <td>67</td> <td>63.9</td> </tr> <tr> <td>処分費(円)</td> <td>50,000円/m³</td> <td>-40,000円/t</td> <td>-125,000円/t</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。 なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。 また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p>	種類	コンクリート ガラ(無筋)	金属(処分)	ガラス	処分許可業者の会社名	(有)西野建材	(株)追金属	(株)ワカル	所在地	海部郡海陽町浅川字太田100-27	徳島市東沖洲1丁目12	徳島市上八町田中1148番地1	処分地の所在地	海部郡海陽町大里字松原52-163	徳島市東沖洲1丁目12	徳島市上八町田中1148番地	運搬距離(km)	10	63.9	64	処分費(円)	1,800円/t	0	3,700円/t	種類	木材	唐 ブラ	石 普 ボード	処分許可業者の会社名	(有)徳島興産	(株)丸ハ木材商店	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)	所在地	徳島市津田海岸町2番90号	吉野川市鴨島町鴨島652-1	阿南市橋町小勝187番地地先	処分地の所在地	徳島市津田海岸町2番90号	吉野川市鴨島町鴨島652-1	阿南市橋町小勝187番地地先	運搬距離(km)	59.8	81	35.3	処分費(円)	10,000円/t	10,000円/m ³	22,800円/t	種類	磨 石 締 等	アス ファルト	アス パーク 合 有 成 型 板 等	処分許可業者の会社名	(株)明和リース	(有)西野建材	(株)明和リース	所在地	三好市山城町寺宇野大休場856	海部郡海陽町浅川字太田100-27	三好市山城町寺宇野大休場856	処分地の所在地	三好市山城町寺宇野大休場856	海部郡海陽町大里字松原52-163	三好市山城町寺宇野大休場856	運搬距離(km)	158.2	10	158.2	処分費(円)	50,000円/m ³	1,800円/t	20,000円/m ³	種類	磨 石 締 等	サ ッ シ ス テ ール	サ ッ シ ア ル ミ	処分許可業者の会社名	(株)明和リース	キ カ ワ 鋼 業 (株)	(株)追金属	所在地	三好市山城町寺宇野大休場856	徳島市不動西町2丁目1558番地の1	徳島市東沖洲1丁目12	処分地の所在地	三好市山城町寺宇野大休場856	徳島市不動西町2丁目1558番地の1	徳島市東沖洲1丁目12	運搬距離(km)	158.2	67	63.9	処分費(円)	50,000円/m ³	-40,000円/t	-125,000円/t
種類	コンクリート ガラ(無筋)	金属(処分)	ガラス																																																																																														
処分許可業者の会社名	(有)西野建材	(株)追金属	(株)ワカル																																																																																														
所在地	海部郡海陽町浅川字太田100-27	徳島市東沖洲1丁目12	徳島市上八町田中1148番地1																																																																																														
処分地の所在地	海部郡海陽町大里字松原52-163	徳島市東沖洲1丁目12	徳島市上八町田中1148番地																																																																																														
運搬距離(km)	10	63.9	64																																																																																														
処分費(円)	1,800円/t	0	3,700円/t																																																																																														
種類	木材	唐 ブラ	石 普 ボード																																																																																														
処分許可業者の会社名	(有)徳島興産	(株)丸ハ木材商店	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)																																																																																														
所在地	徳島市津田海岸町2番90号	吉野川市鴨島町鴨島652-1	阿南市橋町小勝187番地地先																																																																																														
処分地の所在地	徳島市津田海岸町2番90号	吉野川市鴨島町鴨島652-1	阿南市橋町小勝187番地地先																																																																																														
運搬距離(km)	59.8	81	35.3																																																																																														
処分費(円)	10,000円/t	10,000円/m ³	22,800円/t																																																																																														
種類	磨 石 締 等	アス ファルト	アス パーク 合 有 成 型 板 等																																																																																														
処分許可業者の会社名	(株)明和リース	(有)西野建材	(株)明和リース																																																																																														
所在地	三好市山城町寺宇野大休場856	海部郡海陽町浅川字太田100-27	三好市山城町寺宇野大休場856																																																																																														
処分地の所在地	三好市山城町寺宇野大休場856	海部郡海陽町大里字松原52-163	三好市山城町寺宇野大休場856																																																																																														
運搬距離(km)	158.2	10	158.2																																																																																														
処分費(円)	50,000円/m ³	1,800円/t	20,000円/m ³																																																																																														
種類	磨 石 締 等	サ ッ シ ス テ ール	サ ッ シ ア ル ミ																																																																																														
処分許可業者の会社名	(株)明和リース	キ カ ワ 鋼 業 (株)	(株)追金属																																																																																														
所在地	三好市山城町寺宇野大休場856	徳島市不動西町2丁目1558番地の1	徳島市東沖洲1丁目12																																																																																														
処分地の所在地	三好市山城町寺宇野大休場856	徳島市不動西町2丁目1558番地の1	徳島市東沖洲1丁目12																																																																																														
運搬距離(km)	158.2	67	63.9																																																																																														
処分費(円)	50,000円/m ³	-40,000円/t	-125,000円/t																																																																																														

項目	特記事項																									
	◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行なう者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条に規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条に規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、「一財」日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行なう者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条に規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。 受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。 受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。																									
6章 アスベスト含有建材の除去等																										
項目	特記事項																									
1. 適用基準	◎国面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成28年版(以下「改修仕」という。) ②公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編) 平成28年版 ③公共建築改修工事標準仕様書(機械工事編) 平成28年版																									
2. 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎事前の施工調査等を改修仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う○行わない)。 ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の纖維状粒子測定方法-第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定を行なう場合、アスベスト除去工法の仕様による。 ・測定機関は、徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を()部作成し監督員に提出すること。</p> <p>◎施工計画 (1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行なう専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督員に提出する。</p> <p>◎工法 (1) 除去は、アスベストを含まない内装材及び外部建具の撤去にさきがけて行なうこと。 (2) 除去は、可能な限り破壊又は断破を伴わない方法で行なうものとし、原則「手はらし」とする。 ・建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッゲや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破砕等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともに、作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。</p> <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室 名</th> <th>箇所</th> <th>建 材 種 別</th> <th>面 積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,2,3,4</td> <td>仕上げ表による</td> <td>床</td> <td>塗ビ製タイル</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2,3,4</td> <td>仕上げ表による</td> <td>天井</td> <td>D R (ヨカ-ル吸音板)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2,3,4</td> <td>仕上げ表による</td> <td>天井</td> <td>石綿セメント板</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1,2,3,4</td> <td>仕上げ表による</td> <td>壁</td> <td>E P 塗り下地調整剤</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎施工記録等 (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</p>	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積	1,2,3,4	仕上げ表による	床	塗ビ製タイル		1,2,3,4	仕上げ表による	天井	D R (ヨカ-ル吸音板)		1,2,3,4	仕上げ表による	天井	石綿セメント板		1,2,3,4	仕上げ表による	壁	E P 塗り下地調整剤	
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面 積																						
1,2,3,4	仕上げ表による	床	塗ビ製タイル																							
1,2,3,4	仕上げ表による	天井	D R (ヨカ-ル吸音板)																							
1,2,3,4	仕上げ表による	天井	石綿セメント板																							
1,2,3,4	仕上げ表による	壁	E P 塗り下地調整剤																							

●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 卒・中村 内部解体工事	●図面番号 特-02
徳島県病院局経営改革課	●図面名 建築解体工事特記仕様書(2)

--	--	--

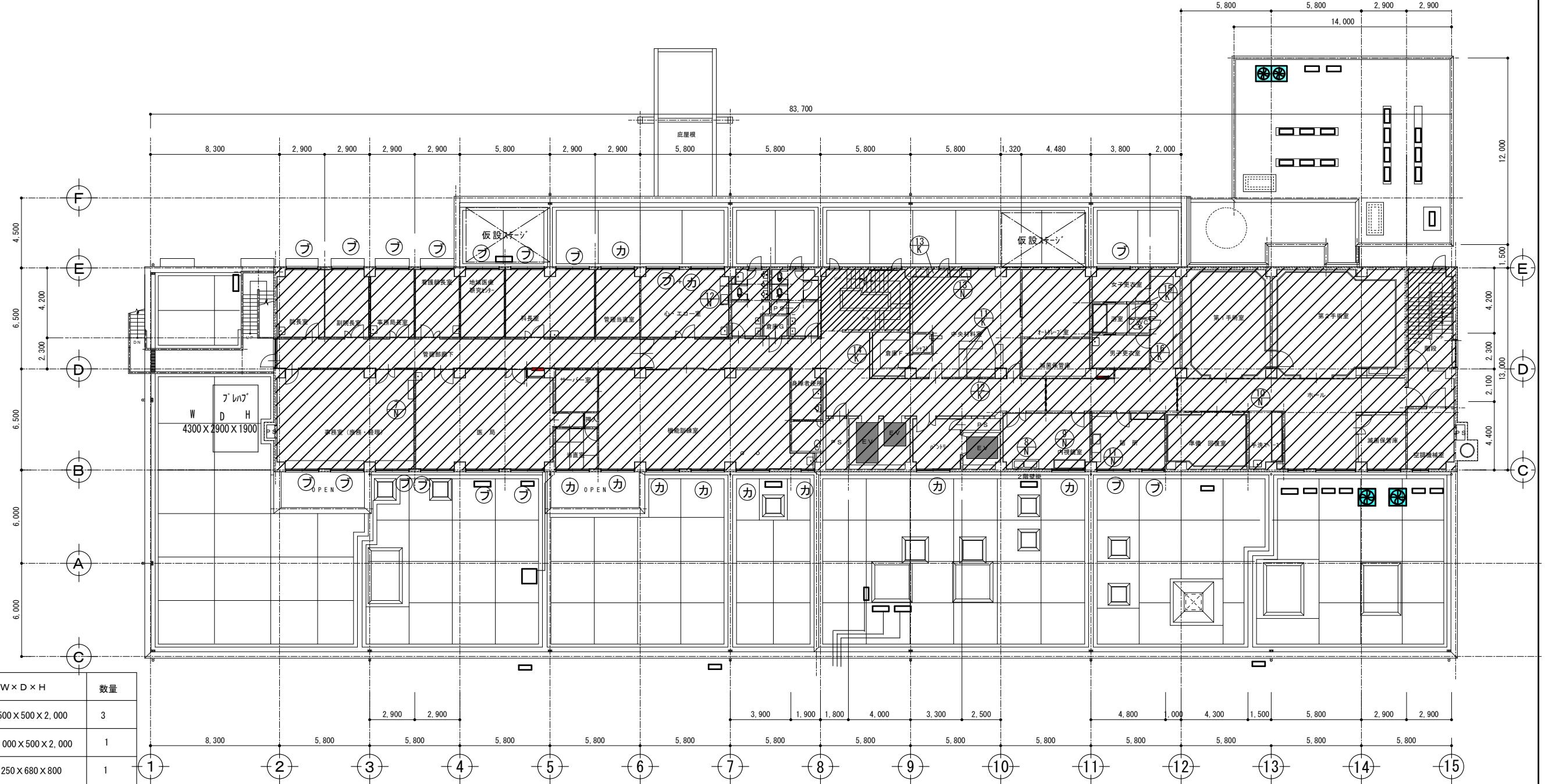




1階平面図 1/200

印は解体工事範囲を示す

●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 車・中村 内部解体工事	●図面番号 A-02	株式会社 宮建築設計
●図面名 1階平面図	●縮尺 71%縮尺(A3) 1/200	MIYA 管理建築士 1級90947号 宮本 博 1級建築士事務所 德島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)



撤去家具類一覧表

	タイプ	W×D×H	数量
(11) K	T-11	1500×500×2,000	3
(12) K	T-11	2,000×500×2,000	1
(13) K	D-4	1,250×680×800	1
(14) K	T-1	(1880+1790+1580) × 480×2,300	1
(15) K	T-8	2,470×450×40	1
(16) K	吊り戸棚	(5,890+1,450) × 430×700	1
(17) N	吊戸棚	1,200×(500幕板H200) 1×350	1
(18) N	2層シンク（業務用）	1,700×600×800	1
(19) N	1層シンク（業務用）	2,020×600×800	1
(20) N	3層シンク（手術用）	2,700×650×1,300	1
(21) N	コンロ台付き流し台	1,800×550×800	1
(22) N	コンロ台付き流し台 吊戸棚+幕板H150 レジーフード 水切り棚	1,800×550×800 1200×350×500 950×550×500 L1,200×H300	1 1 1 1
(23) N	2層シンク（業務用）	1,800×600×800	1

フ 印はブラインドを示す

カ 印はカーテンを示す

印はRC壁撤去を示す

2階平面図 1/200

印は解体工事範囲を示す



撤去家具類一覧表

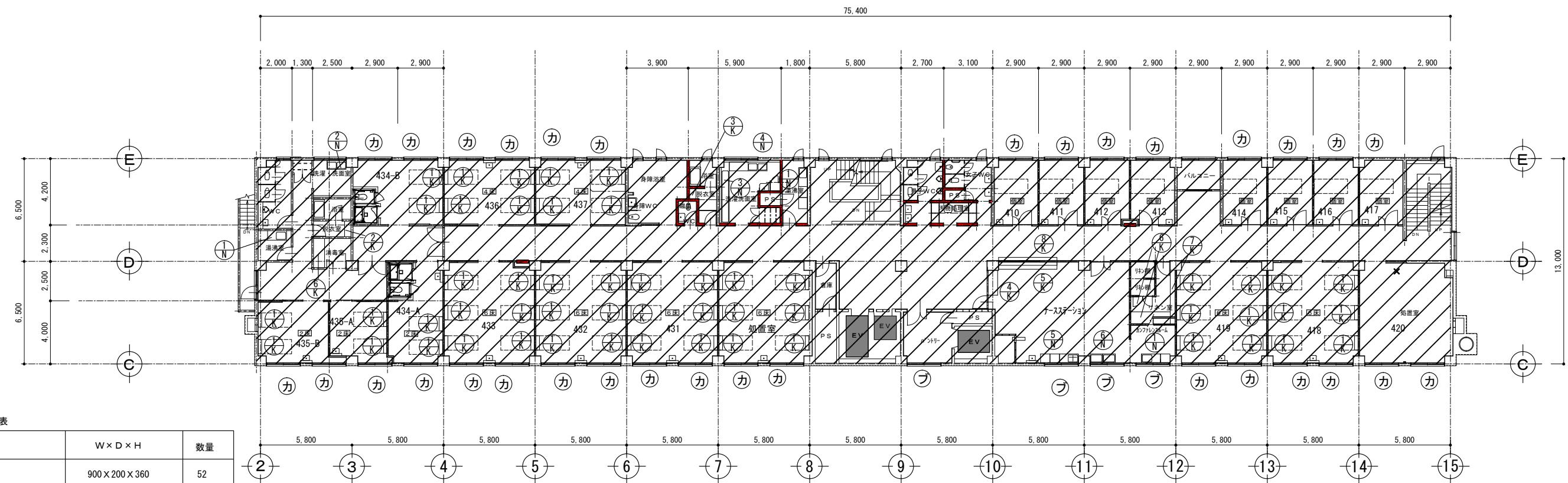
	タイプ	W × D × H	数量
(1) K	T-24	900 × 200 × 360	52
(2) K	T-8	620 × 400 × 460	1
(3) K	D-4	1,450 × 450 × 700	1
(4) K	D-4	3,500 × 450 × 700	1
(5) K	カウンター	2,470 × 450 × 40	1
(6) K	T-24	750 × 400 × 460	1
(7) K	D-4	1,770 × 600 × 800	1
(8) N	コンロ台付き流し台	1,800 × 550 × 800	3
(9) N	1層シンク（業務用）	800 × 600 × 800	2

印はブラインドを示す

印はカーテンを示す

印はRC壁撤去を示す

印は解体工事範囲を示す



撤去家具類一覧表

	タイプ	W×D×H	数量
(1)	T-24	900×200×360	52
(2)	T-8	840×370×460	1
(3)	T-8	620×400×460	1
(4)	D-4	1,450×450×700	1
(5)	D-4	3,500×450×700	1
(6)	T-5	2,760×800×900	1
(7)	T-12	2,980×300×1600	1
(8)	カウンター	2,470×450×40	1
(9)	コンロ台付き流し台	1,800×550×800	1
(10)	2層シンク（業務用）	1,200×600×800	1
(11)	SUS1層流し台	3,530×565×800	1
(12)	2層シンク（業務用）	1,200×600×800	2
(13)	2層シンク流し台	2,400×600×800	1
(14)	2層シンク（業務用）	1,800×600×800	1

(フ) 印はブラインドを示す

(力) 印はカーテンを示す

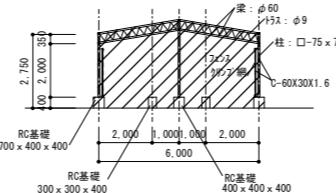
■印はRC壁撤去を示す

■印は解体工事範囲を示す



 印は解体工事範囲を示す

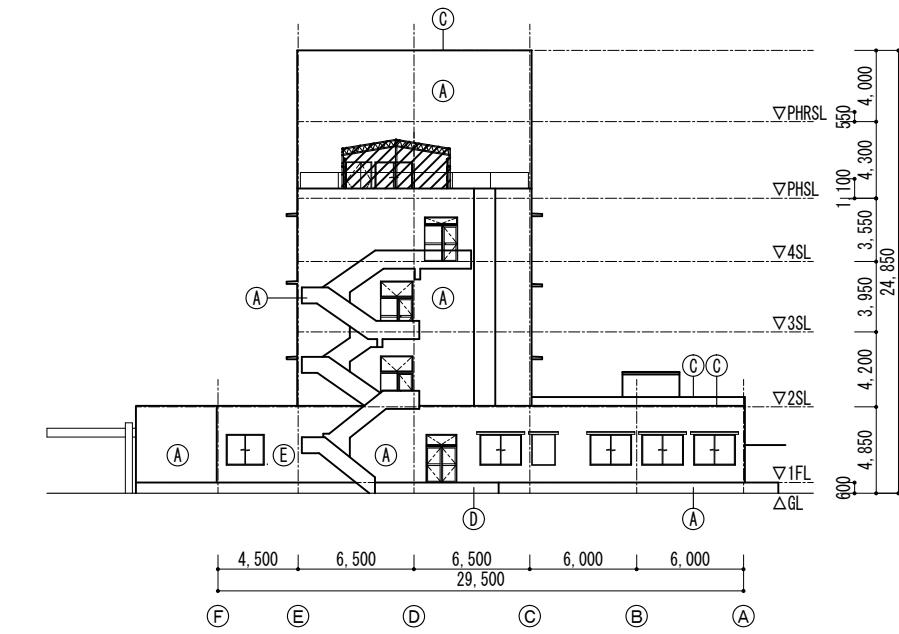
ベランダ上屋鉄骨詳細図 1/200



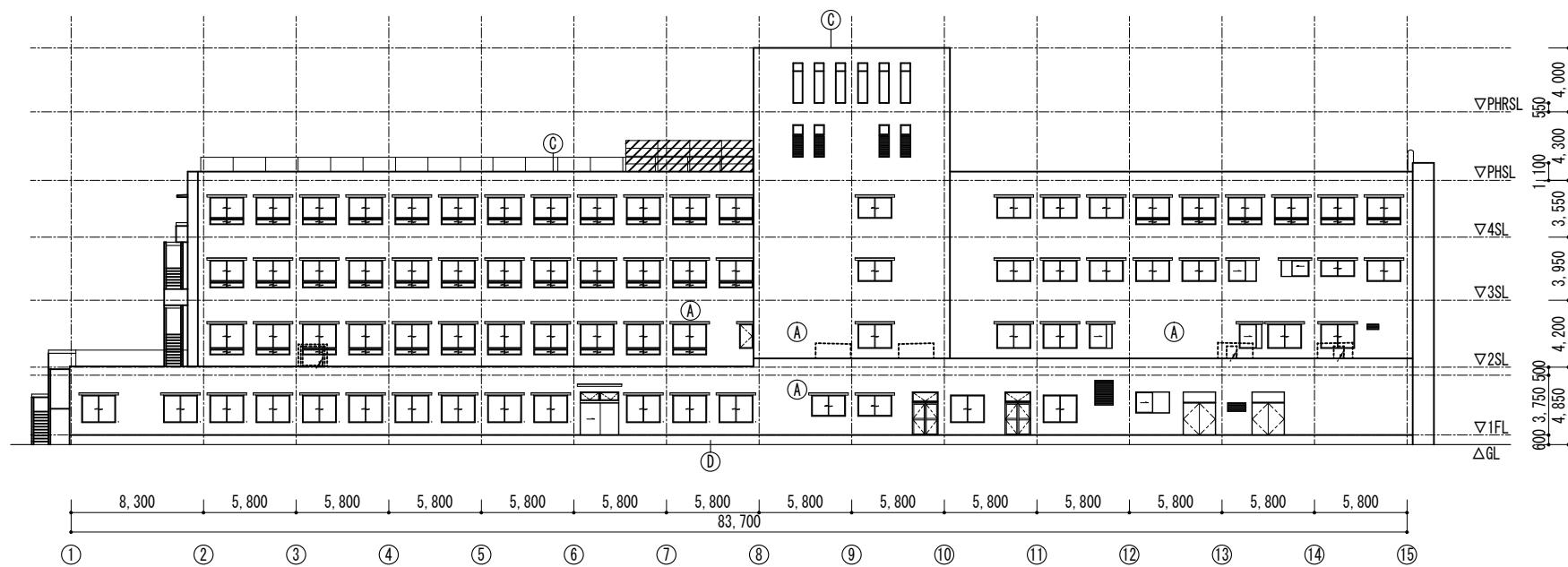
●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 牟・中村 内部解体工事	●図面番号 A-06	●図面名 P H, P H R 階平面図	●縮尺 71%縮尺(A3) 1/200	株式会社 宮建築設計 M I Y A 管理建築士 1級 9 0 9 4 7 号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
徳島県病院局経営改革課				



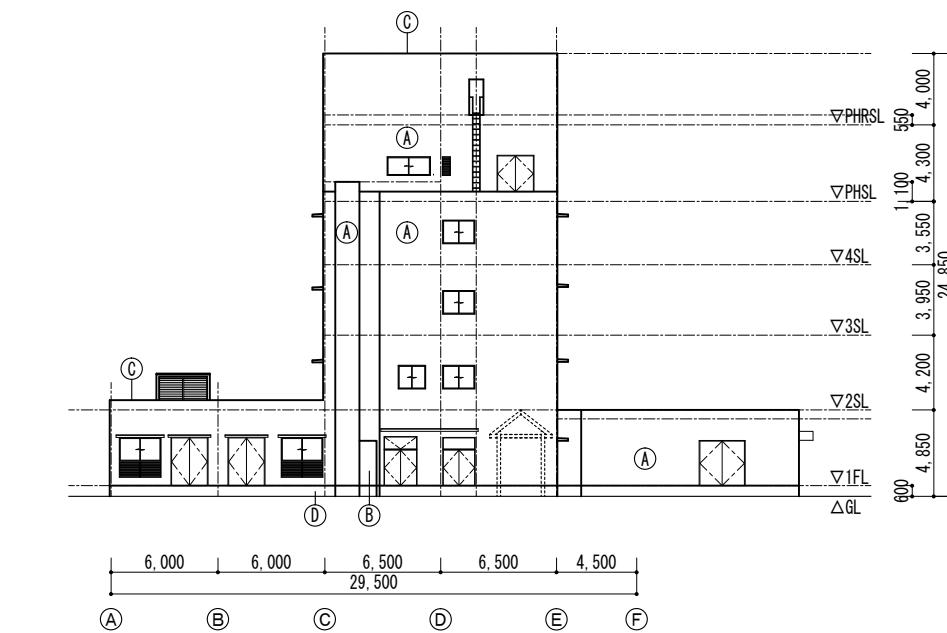
北立面図 1/300



西立面図 1/300



南立面図 1/300



東立面図 1/300

外部仕上表(改修前)					
(A) コンクリート打放し仕上(増打t20)+吹付タイル					
(B) モルタル金コテ+吹付タイル					
(C) 防水モルタル金コテ					
(D) モルタル金コテ					
(E) 小口タイル貼					

印は解体工事範囲を示す

凡 例														
RC	鉄筋コンクリート	LGS	軽量鉄骨下地	EP	合成樹脂エマルションペイント塗り									
M	モルタル	GB-R	セッコウボード											
		GB-D	化粧セッコウボード	A S	アスベスト混入									
		FK	石綿けい酸ガルバム板											
		DR	ロックウール化粧吸音板											
外部仕上表														
屋根	アスファルト防水+モルタルt20+押えコンt60+防水モルタル金コテ 笠木:防水モルタル金コテ	庇屋根	屋根:モルタル金コテ+シート防水+有色保護塗料塗 軒天:アルミスパンドレル	庇	防水モルタル 軒天:コンクリート打放し+吹付タイル									
外壁	コンクリート打放し仕上(増打t20)+吹付タイル 小口タイル貼 モルタル金コテ+吹付タイル(東面)	巾木	コンクリート打放し仕上(増打t20)+吹付タイル 庇屋根:アルミt1.2											
内部仕上表														
階	室名	床		巾木		壁			廻縁	天井			天井高	備考
		下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	塗装		下地	仕上	塗装		
1階	風除室	M	塩ビ製マットt13		テラゾーブロック	M	吹付タイル	-		アルミルーバー	-	2,500		
	玄関ホール 廊下	M	合成樹脂長尺床材		木製巾木 OP塗	M	吹付タイル	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	2,700		
	売店	M	塩ビ製タイルt2.0 A S		木製巾木 OP塗	M	吹付タイル	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	2,700		
	事務室	M	塩ビ製タイルt2.0 A S		木製巾木 OP塗	M	-	EP	LGS	GB-R9+DR12	A S	2,700		
	事務当直室	M	畳敷		畳寄 木製巾木 OP塗(踏込)	M	クロス貼	-	LGS	GB-R9	EP	2,500		
		M	塩ビ製タイルt2.0(踏込)	A S										
	合板t12	複合合板t12(一部)												
	男子便所	M	磁器質無釉マザイタイル25角		半磁器質タイル100角		半磁器質タイル100角	-	LGS	FK8	A S	EP	2,500	
	女子便所	M	磁器質無釉マザイタイル25角		半磁器質タイル100角		半磁器質タイル100角	-	LGS	FK8	A S	EP	2,500	
	汚物室	M	磁器質無釉マザイタイル25角		半磁器質タイル100角		半磁器質タイル100角	-	LGS	FK8	A S	EP	2,500	
2階	身障者WC	M	磁器質無釉マザイタイル25角		半磁器質タイル100角		半磁器質タイル100角	-	LGS	FK8	A S	EP	2,500	
	A階段	M	合成樹脂長尺床材		テラゾーブロック	M	吹付タイル	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	-	
	B階段	M	合成樹脂長尺床材		テラゾーブロック	M	吹付タイル	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	-	
	院長室	M	コードカーペット敷		木製巾木 OP塗	M	クロス貼 GB-R9+12	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	2,500	
	副院長室	M	コードカーペット敷		木製巾木 OP塗	M	クロス貼 GB-R9+12	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	2,500	
	事務局長室	M	コードカーペット敷		木製巾木 OP塗	M	クロス貼 GB-R9+12	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	2,500	
	看護師長室	M	塩ビ製タイルt2.0		木製巾木 OP塗	M	クロス貼 GB-R9+12	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	2,500	
	地域医療研究センター	M	塩ビ製タイルt2.0		木製巾木 OP塗	M	クロス貼 GB-R9+12	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	2,500	
	科長室	M	塩ビ製タイルt2.0 A S		木製巾木 OP塗	M	クロス貼 GB-R9+12	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	2,500	
	事務室 事務倉庫	M	塩ビ製タイルt2.0 A S		木製巾木 OP塗 木製巾木 OP塗	M	GB-R9+12	EP	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	2,700	
医局							EP	LGS	GB-R9	EP	A S	-	2,500	
							GB-R9							
管理当直室														
心・エコー室	M	塩ビ製タイルt2.0 A S		木製巾木 OP塗	M	クロス貼	-	LGS	GB-R9+DR12	A S	-	2,700		
印の仕上げ材は撤去を示す		AS 印はアスベスト混入材を示す												
徳島県病院局経営改革課									●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 卍・中村 内部解体工事	●図面番号 A-08	株式会社 宮建築設計 MIYA	1級90947号 宮本博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)		
									●図面名 仕上げ表(1)	●縮尺 N O N				

内部仕上表

印の仕上げ材は撤去を示す

AS 印はアスベスト混入材を示す

徳島県病院局経営改革課		●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 牟・中村 内部解体工事	●図面番号 A-09	 株式会社 宮建築設計 MIYA 管理建築士 1級 90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
		●図面名 仕上表(2)	●縮尺 N O N	

内部仕上表																	
階	室名	床		巾木		特記無き下地は壁同材 特記無き巾木はH=100		壁			廻縁	天井			天井高	備考	
		下地	仕上	下地	仕上	下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装	下地	仕上	塗装			
3階	陣痛室	M	合成樹脂長尺床材t2.0			ビニル巾木	M	-			EP	LGS	GB-R9+DR12	AS	-	2,500	
	分娩室	M	合成樹脂塗床			半磁器質タイル100角		半磁器質タイル100角	-		LGS	GB-R9+DR12	AS	-	2,800		
	WC	M	磁器質無釉モザイクタイル25角			半磁器質タイル100角		半磁器質タイル100角	-		LGS	FK8	AS	EP	2,300		
	授乳室	M	合成樹脂長尺床材t2.0			ビニル巾木	M	GB-R12 ビニルクロス	-		LGS	GB-R9+DR12	AS	-	2,500		
	新生児室	M	合成樹脂長尺床材t2.0			ビニル巾木	M	ビニルクロス	-		LGS	GB-R9+DR12	AS	-	2,500		
	調乳室	M	合成樹脂長尺床材t2.0			ビニル巾木	M	GB-R9+12.5+ビニルクロス	-	EP	LGS	GB-R9+DR12	AS	-	2,500		
	倉庫	M	合成樹脂長尺床材t2.0			ビニル巾木	M	-	EP AS		LGS	GB-R9+DR12	AS	-	2,500		
	空調機械室	M	防水モルタル金コテ			防水モルタル金コテ		コンクリート打放(FL+1,500まで) ロックウール吹付t10	-		RC	ロックウール吹付t10	-	-			
4階	倉庫	M	塩ビ製タイルt2.0 AS			木製巾木 OP塗	M	-	EP		LGS	GB-D9	AS	-	2,500		
	病理室	M	塩ビ製タイルt2.0 AS			木製巾木 OP塗	M	-	EP AS		LGS	GB-R9	AS	EP	2,500		
	TB病棟脱衣	合板t12	複合合板t12			木製巾木 OP塗	M	-	EP		LGS	FK8	AS	EP	2,300		
	TB病棟消毒室	M	塩ビ製タイルt2.0 AS			木製巾木 OP塗	M	-	EP		LGS	FK8	AS	EP	2,300		
	TB病棟湯沸室	M	塩ビ製タイルt2.0 AS			木製巾木 OP塗	M	半磁器質タイル100角	EP		LGS	FK8	AS	EP	2,300		
	TB病棟WC	M	磁器質無釉モザイクタイル25角			半磁器質タイル100角		半磁器質タイル100角	-		LGS	FK8	AS	EP	2,300		
	TB病棟リネン室	M	塩ビ製タイルt2.0 AS			半磁器質タイル100角	M	-	EP		LGS	GB-R9		EP	2,300		
	TB病棟廊下	M	合成樹脂長尺床材t2.3			木製巾木 OP塗	M	-	EP AS		LGS	GB-D9	AS	-	2,500		
	TB病棟病室	M	塩ビ製タイルt2.0 AS			木製巾木 OP塗	M	-	EP		LGS	GB-D9	AS	-	2,500		
	TB病棟洗面洗濯室	M	磁器質無釉モザイクタイル25角			半磁器質タイル100角		半磁器質タイル100角	-		LGS	FK8	AS	EP	2,500		
	TB病棟浴室	M	磁器質無釉研磨モザイクタイル19角			半磁器質タイル100角		半磁器質タイル100角	-	EP AS	LGS	FK8	AS	EP	2,300		
3階 4階	看護勤務	M	合成樹脂長尺床材t2.0			ビニル巾木	M	-	EP		LGS	GB-R9+DR12	AS	-	2,500		
	カンファレンスルーム	M	合成樹脂長尺床材t2.0			木製巾木 OP塗	M	ビニルクロス GB-R9+12.5+ビニルクロス	-		LGS	GB-R9+DR12	AS	-	2,500		
	処置室	M	合成樹脂長尺床材t2.0			ビニル巾木	M	-	EP AS		LGS	GB-R9+DR12	AS	-	2,500		

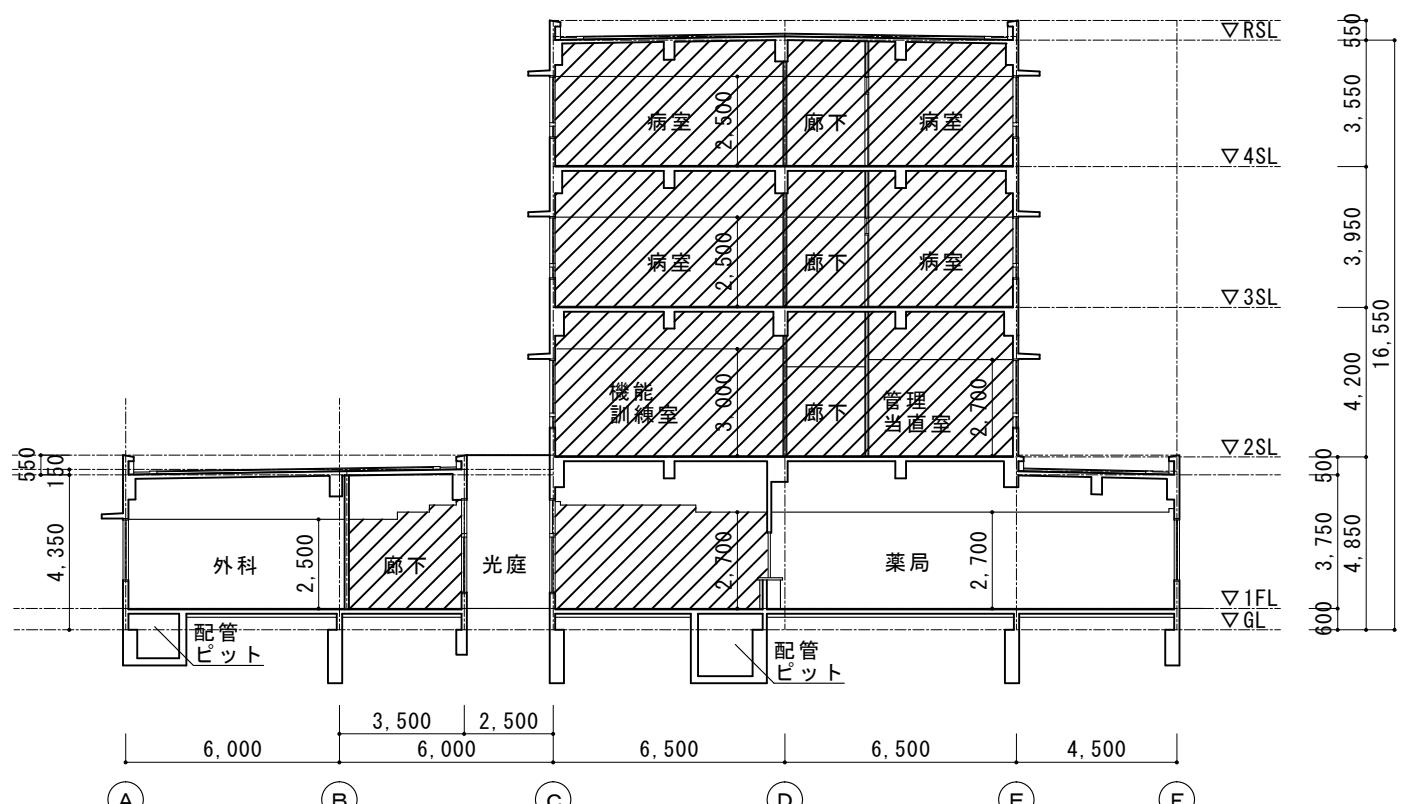
印の仕上げ材は撤去を示す AS 印はアスペクト混入材を示す

徳島県病院局経営改革課		●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 卒・中村 内部解体工事	●図面番号 A-10	●縮尺 N O N	株式会社 宮建築設計 MIYA 管理建築士 1級90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
		●図面名 仕上げ表 (3)			

内部往上表

印の仕上げ材は撤去を示す AS 印はアスベスト混入材を示す

徳島県病院局経営改革課		●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 卒・中村 内部解体工事	●図面番号 A-11	 MIYA 株式 会社 宮建築設計
		●図面名 仕上表(4)	●縮尺 N O N	



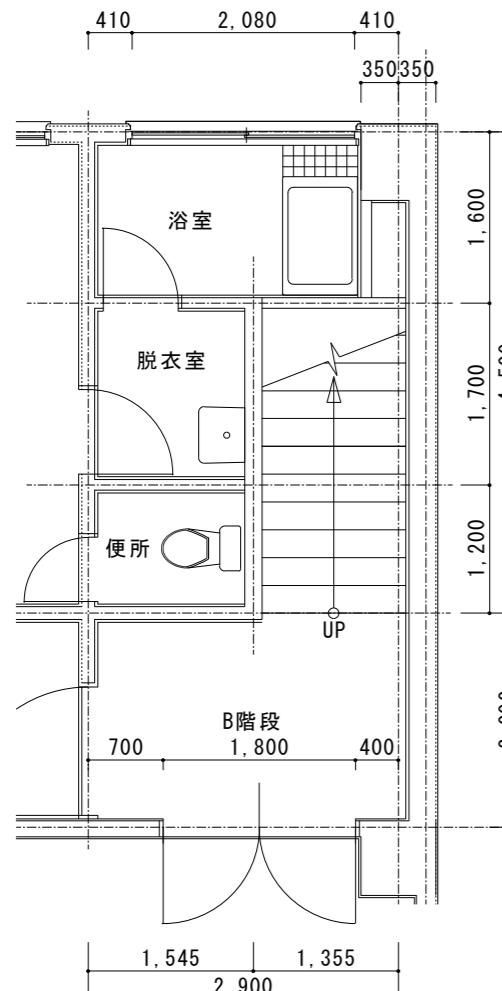
印は解体工事範囲を示す



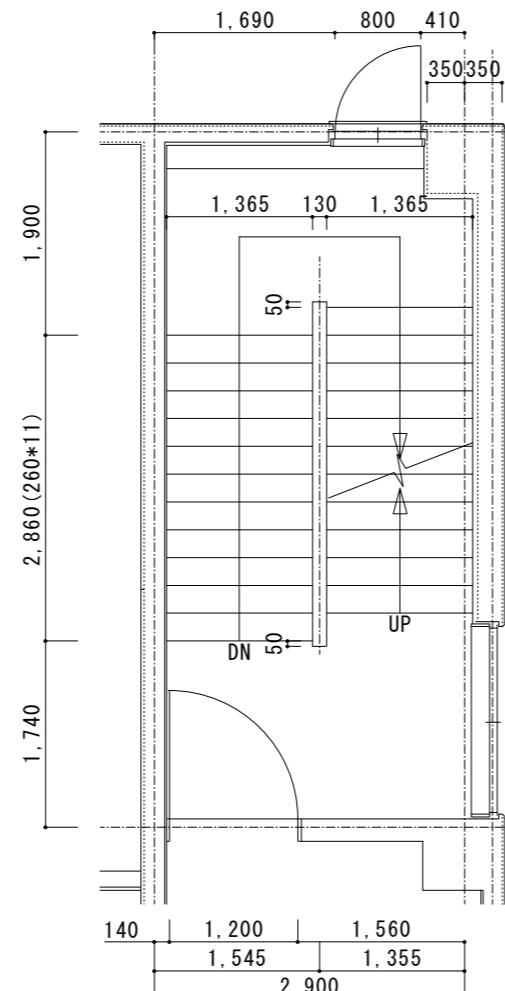
医学院已经将改革

印は解体工事範囲を示す

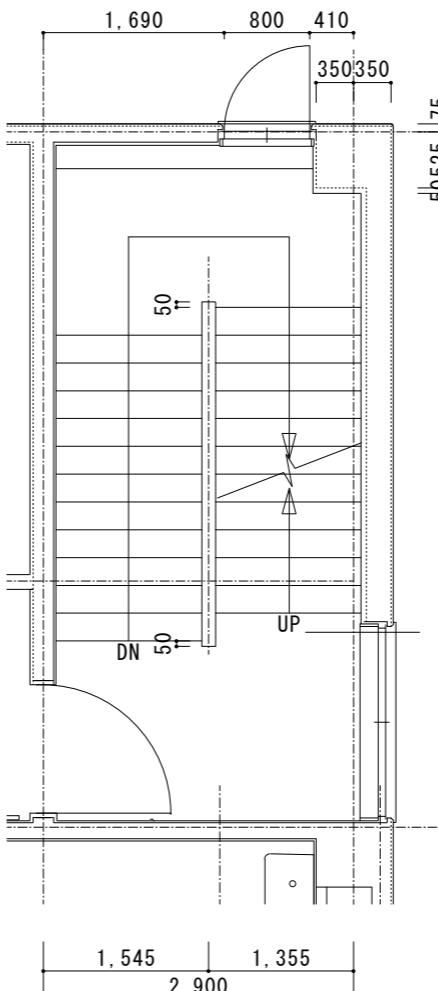
●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 牟・中村 内部解体工事	●図面番号 A-13	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級 90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
●図面名 断面 詳細図	●縮尺 71%縮尺(A3) 1/40	



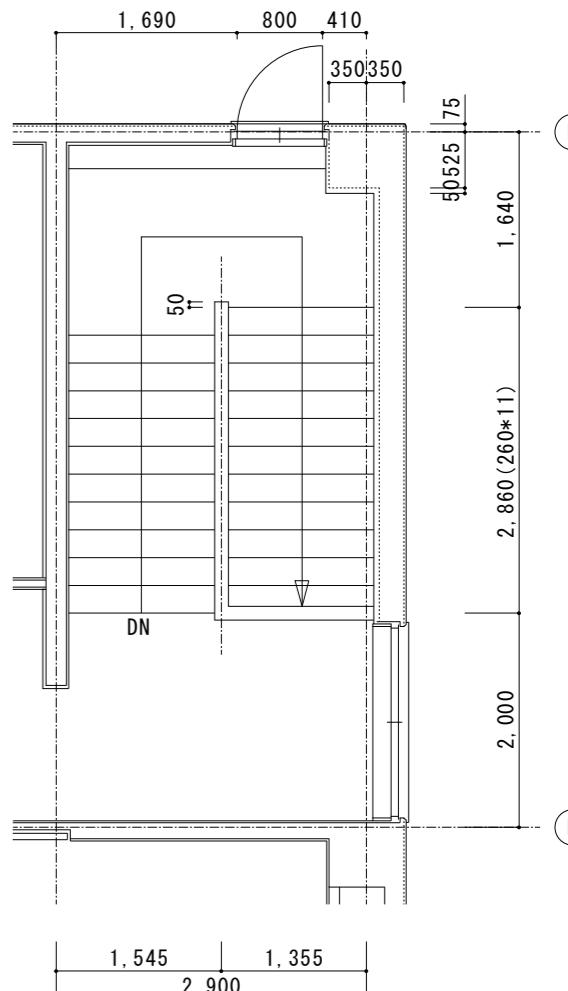
1階平面詳細図 1/50



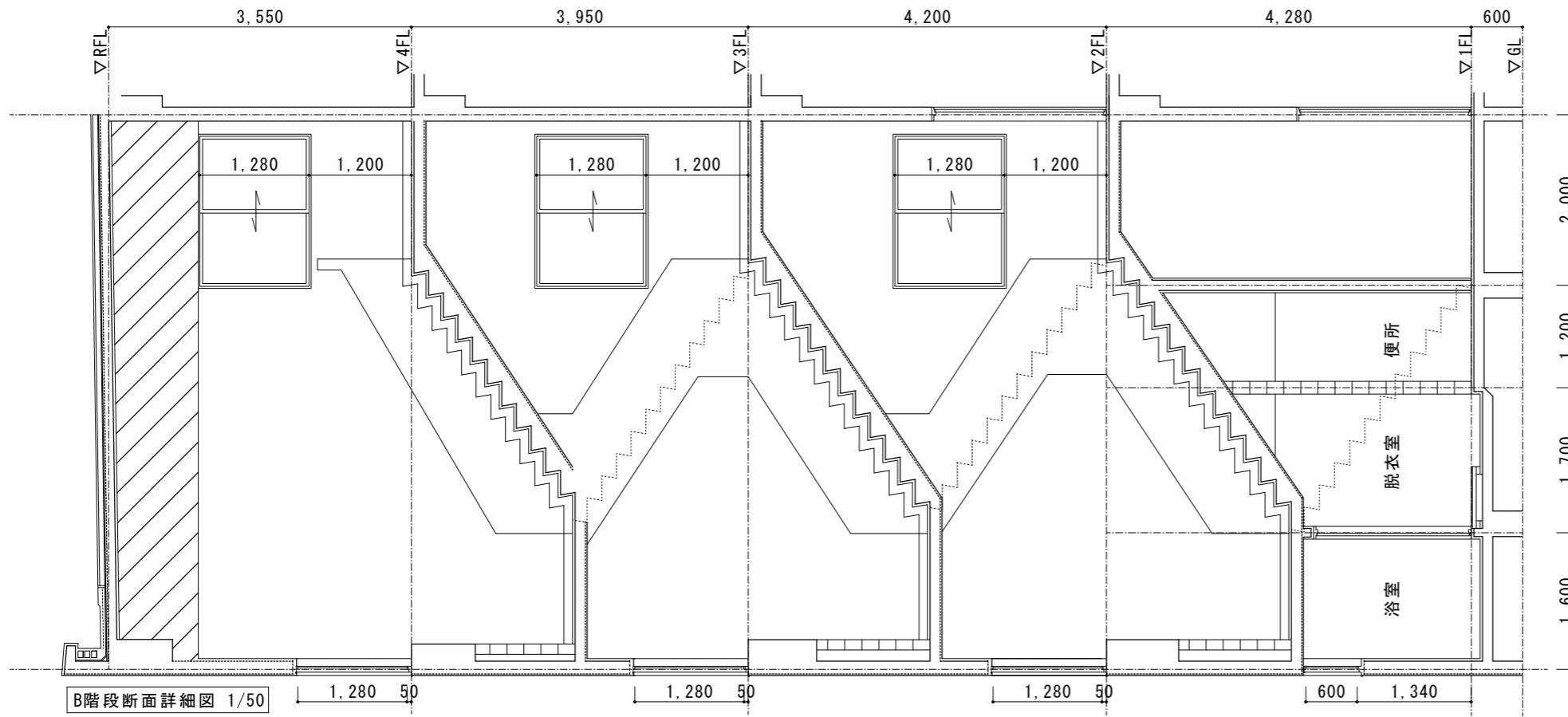
2階平面詳細図 1/50



3階平面詳細図 1/50



4階平面詳細図 1/50



B階段断面詳細図 1/50

印は解体工事範囲を示す

工事名 P2病棟 旧徳島県立海部病院 会・中村 内部解

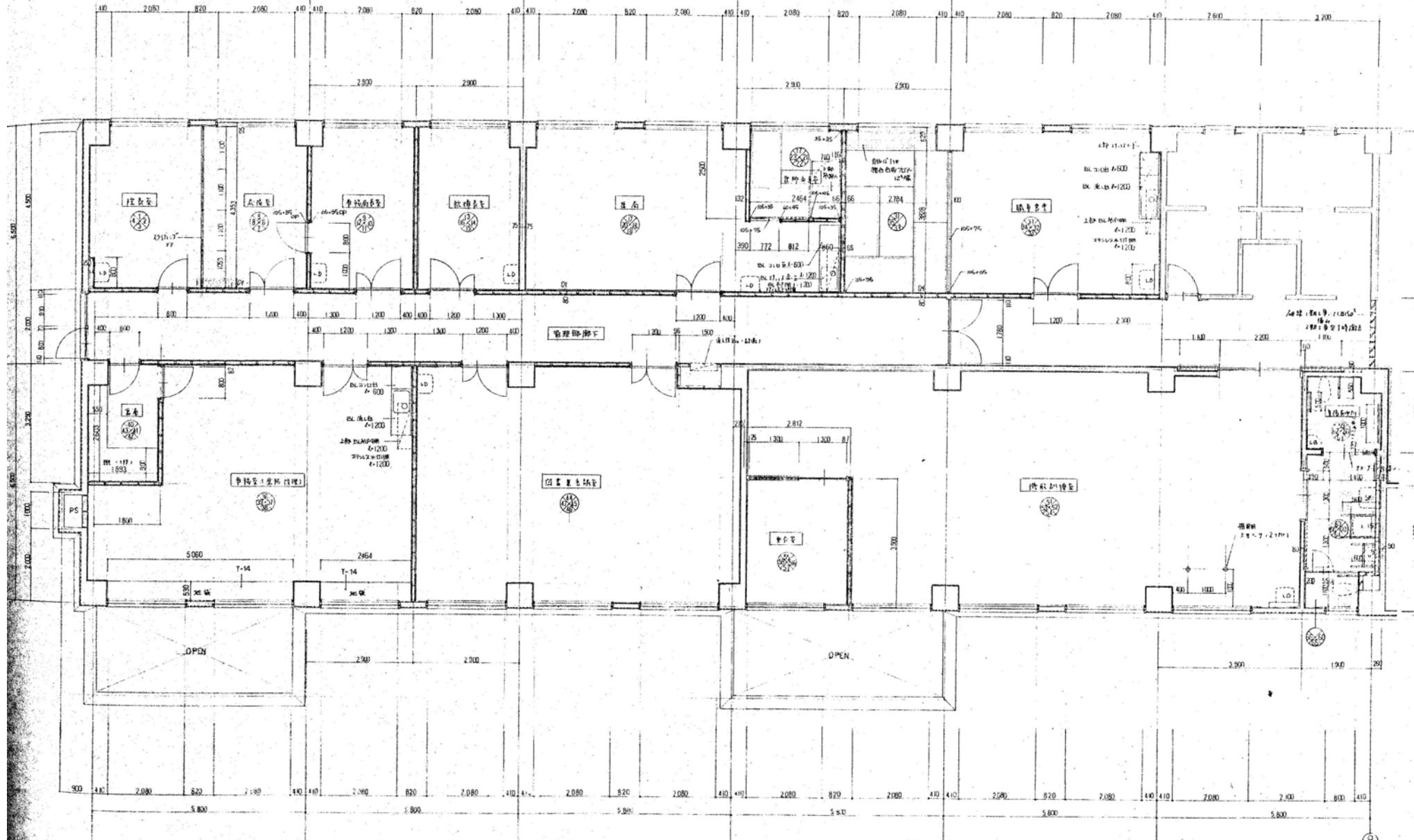
● 第五集

付工事 ●図面番号

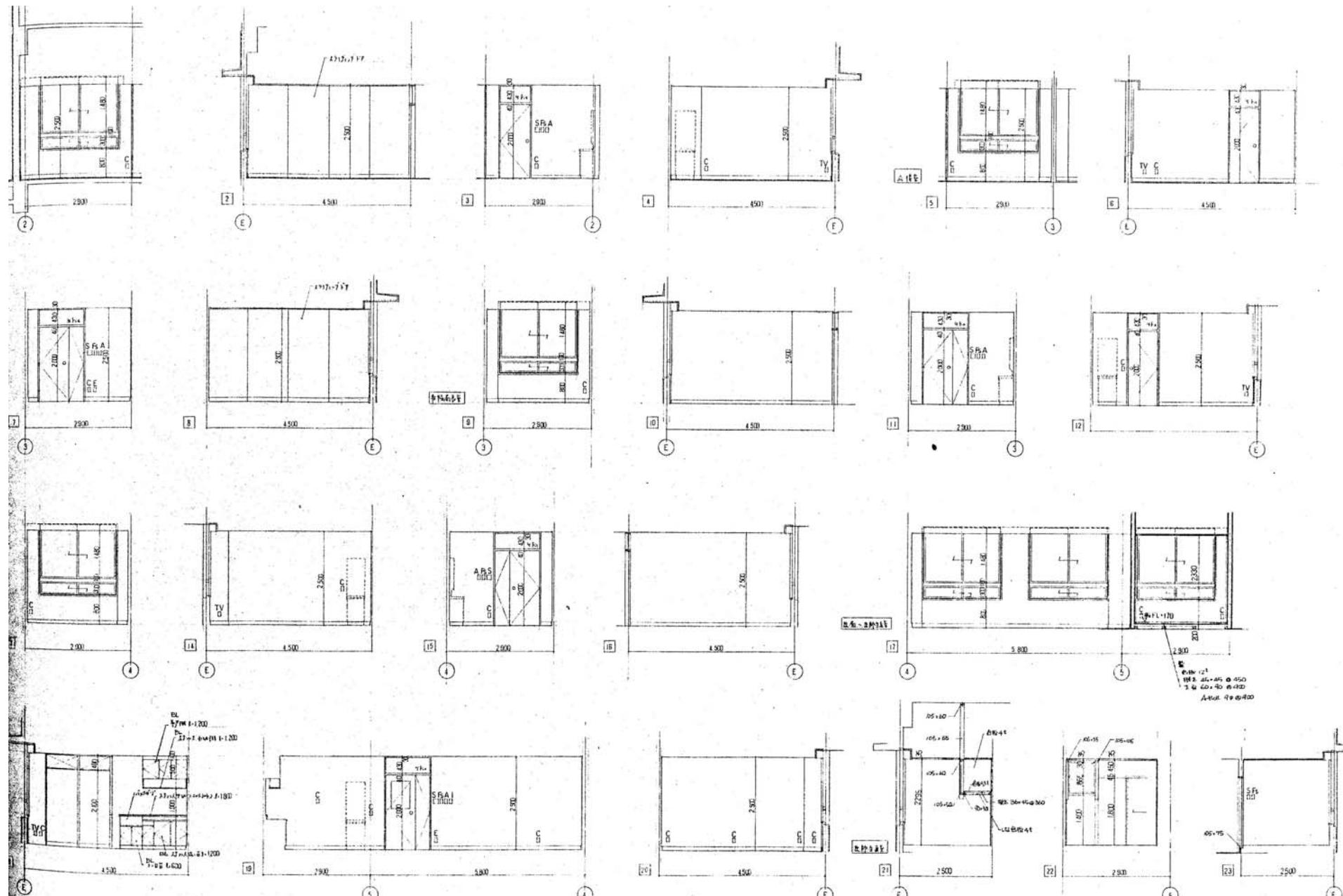
A-14

株式

MIYAMA会社 吉連栄設計
管理建築士 1級 90947号 宮本 博
1級建築士事務所 德島県知事登録第61057号
德島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)



2階西側平面詳細図 1/100

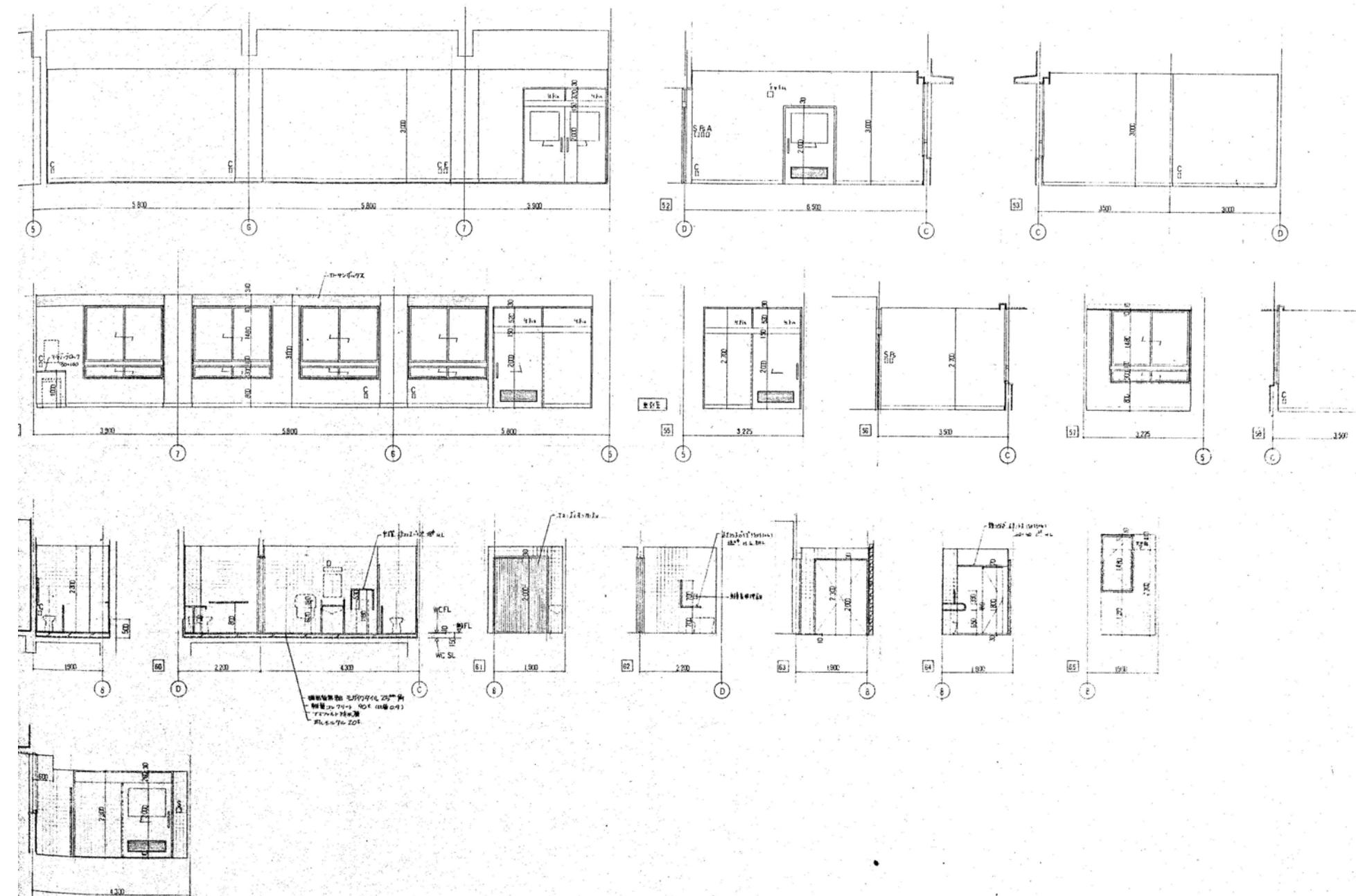


2階西側展開図 1 1/100

徳島県病院局経営改革課

●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 午・中村 内部解体工事	●図面番号 A-16
●図面名 2階西側展開図 1	●縮尺 71%縮尺(A3) 1/100

株式会社 宮建築設計 MIYA 管理建築士 1級90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
--

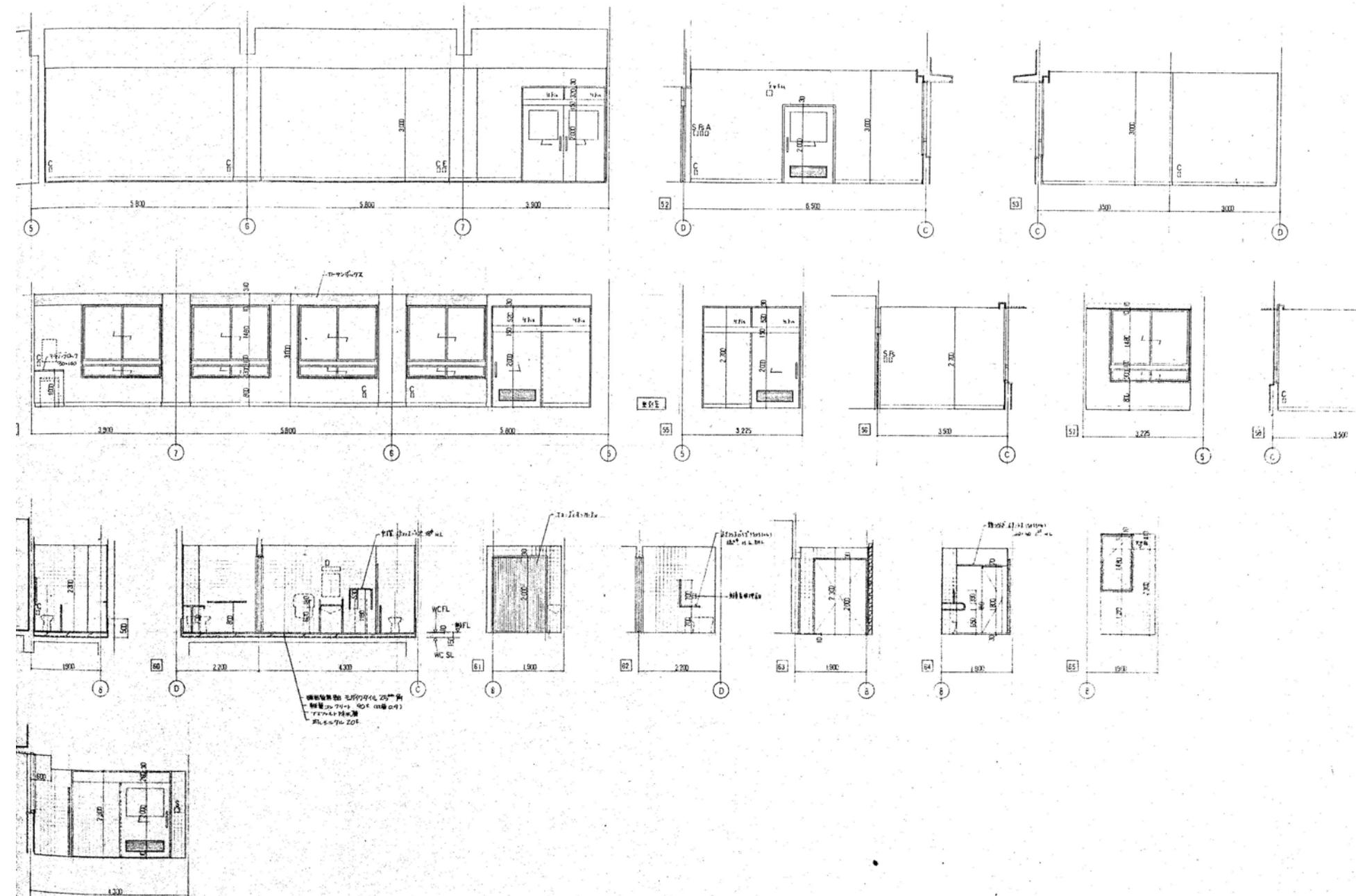


2階西側展開図 3 1/100

徳島県病院局経営改革課

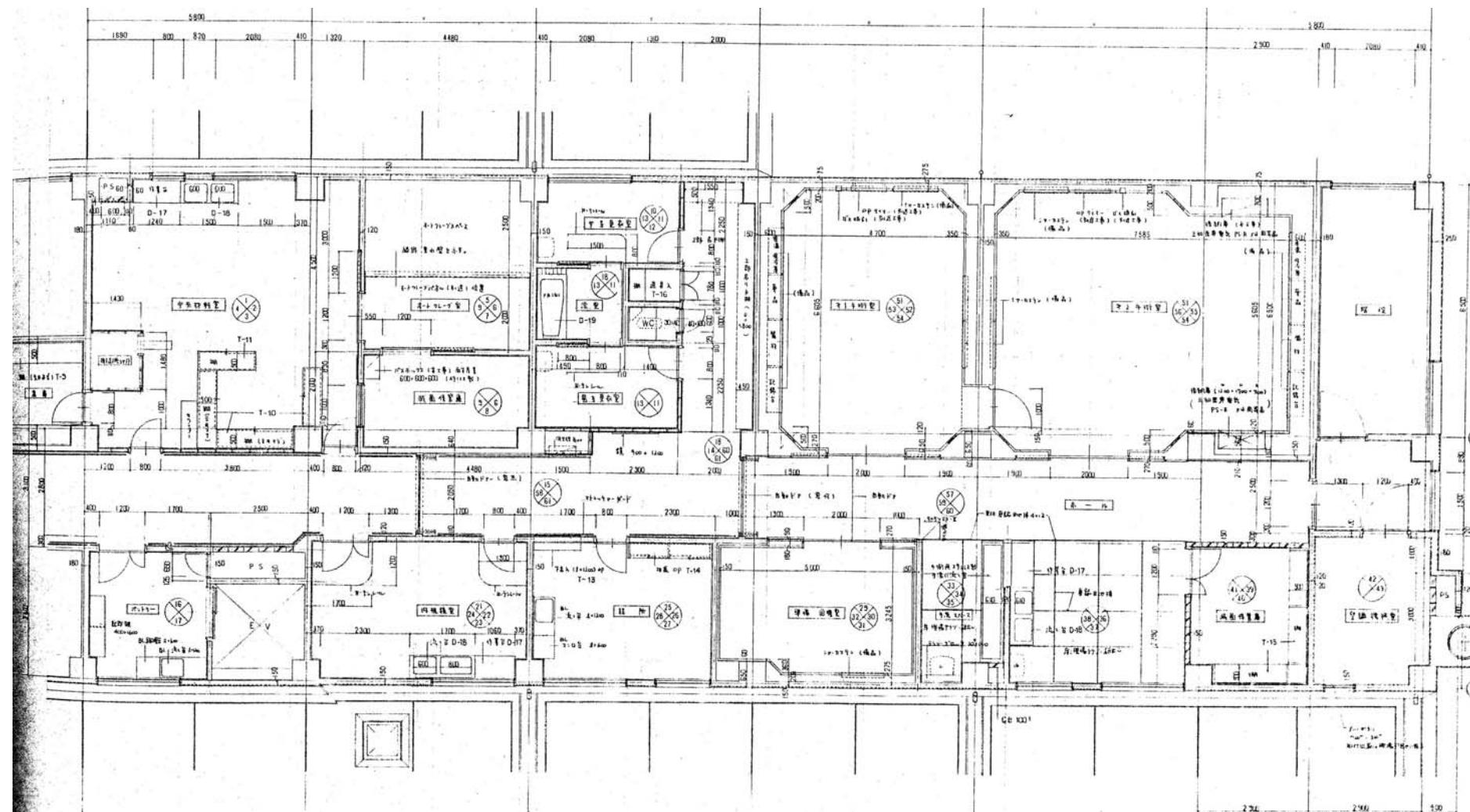
●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 車・中村 内部解体工事	●図面番号 A-17
●図面名 2階西側展開図 2 3	●縮尺 71%縮尺(A3) 1/100

株式会社 宮建築設計 MIYA 管理建築士 1級 90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)



2階西側展開図 3 1/100

徳島県病院局経営改革課	●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 牟・中村 内部解体工事 ●図面名 2階西側展開図23	●図面番号 A-18 ●縮尺 71%縮尺(A3) 1/100	 株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級90947号 宮本博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
-------------	---	--------------------------------------	---



2階東側平面詳細図 1/100

徳島県病院局経営改革課	
-------------	--

●工事名 R2病経 旧徳島県立海部病院 卒・中村 内部解体工事	●図面番号 A-19
●図面名 2階東側平面詳細図	●縮尺 71%縮尺(A3) 1/100

株式会社 宮建築設計 MIYA 管理建築士 1級90947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
--